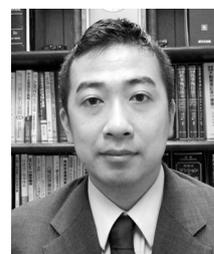


## 第6回

# 東京地方裁判所執行官室と 東京三弁護士会民暴連絡協議会との 協議会報告

民事介入暴力対策特別委員会委員 望月 克也 (53期)



2008年3月10日、東京地方裁判所にて、東京地方裁判所民事第21部、東京地方裁判所執行官室及び東京三弁護士会の協議会が開催された。暴力団排除、民暴被害者の救済にあたっては執行力の確保が重要であることから、貴重な機会である。

以下、当日の議論の概要と、司会を担当した私の雑感を報告する。

## 1 2004年改正後民事執行法の運用状況

裁判所から、不動産執行事件及び債権執行事件とも新受件数が減少傾向にあること、不動産執行の売却率は非常に高いとの報告がなされた。

また、引渡命令申立事件、保全処分申立事件、執行抗告事件等も減少しており、その理由としては、執行裁判所及び抗告審が不当な遅延目的の執行抗告に対し、厳しい対処をしてきたこと等が考えられるとのことである。

続いて、2004年4月1日施行の新設の諸制度について報告がなされた。

主立ったところをあげると、債務者不特定の占有移転禁止の仮処分について、2007年は、申立てを認容した件数が7割を切ったとの報告がなされた。確たる理由は分かりかねるが、民事保全法25条の2第1項の「特別の事情」の要件を充たさないままの申立てがままあるようである。

また、担保不動産収益執行については、概ね年間15件ほどの申立件数があるとのことであった。

## 2 債務者不特定の仮処分の報告

第二東京弁護士会会員東海林正樹弁護士から、概

ね以下のような事例報告がなされた。

賃貸借契約の解除に基づく明渡しの事案である。貸主は、賃借人であるAとともに、実際に住んでいたと思わしきBを債務者不特定として占有移転禁止仮処分を申し立てたが、保全執行では、携帯電話の請求書があったこと等から、申立て時には判明していなかったC、D、Eの占有も認定された。

そこで、本訴ではAないしEを被告として提起したところ、第1回期日で、被告から、実際に住んでいるのはAのみであるとの発言がなされた。そこで、上記発言を調書に取ってもらった上、A以外については、本訴を取り下げた。

以下の点について検討していただきたい。

- ア 債務者不特定の占有禁止仮処分の占有認定は、通常より緩やかか。
- イ 保全執行時の占有認定と、本訴・本執行時の占有認定が異なった場合の処理。
- ウ 債務者不特定で保全執行に行って、占有者をまったく特定できなかったという場合の担保取消の方法として、簡易の取戻し（民事保全規則17条1項）は可能か。

これに対して、裁判所からは以下のような回答がなされた。

アについては、基本的には通常の保全処分の執行における場合と変わらない。また、イについては、保全執行のときの占有認定と、本訴・本執行時の占有認定は、まったく別個独立に行うものである。

ウについては、おそらくという留保付であるが、簡易取戻しはしていないが、申立ての取下げで訴訟完結を認め、担保取消決定をし、それで直ちに確定するという扱いをするかと思われる。

占有認定は事実調査が極めて重要であると改めて感じた（もちろん、発表者も現地調査等を行ってい

たが、それでも上記のような事態に遭遇している)。特に、民暴事案では、占有関係が頻繁に変わることも多いので、定期的かつねばり強い調査が必要であろう。

### 3 半断行についての報告

東京弁護士会会員國塚道和弁護士から、概ね以下のような報告がなされた。

暴力団組事務所建物に対し占有移転禁止の仮処分を申し立てる場合、その建物に関して発砲事件が発生するなど、緊急性がある事案がままあるが、一般的に断行や半断行は認められにくいとの印象がある。

そして、断行や半断行についての裁判所の考え方、及びその申立てに必要な急迫性の疎明についての程度について質問がなされた。

裁判所によれば、2007年中でも半断行の発令例はあるとのことであった。

また、半断行の占有移転禁止仮処分と明渡断行の仮処分との違いは、執行後に対象物の処分を、債権者側に許すか許さないかにあるが、不動産、とりわけ暴力団事務所のような使われ方をしている不動産では、債権者の処分を許したか許さないかによって大きな差異が出てくるとは思われない。そうすると、半断行ではなく、むしろ明渡断行まで認めていいとも思われるとの指摘がなされた。

急迫性の要件については、債権者が賃貸人である場合、単にかちこみがあったというだけでは、直ちにその賃貸人自身についての急迫の危険が必ず出てくるわけではないだろうとの指摘がなされた。

まず、東京地裁においても半断行が認められた例があるという点は非常に心強かった。ただ、断行にせよ半断行にせよ、申立人は、緊急性の疎明を相当程度準備する必要があると改めて強く感じた。民暴

事案では、当該抗争で発生した具体的な危険性ととともに、当該組の危険性、今後起こりうる更なる抗争の危険性等を、丹念に疎明する必要があるだろう。

### 4 競売手続きからの暴排の報告

第一東京弁護士会会員井上俊一弁護士から、競売手続きからの暴排について以下のような発表がなされた。

現在、「金融検査マニュアル」や「企業が反社会的勢力の被害を防止するための指針について」により、民間企業においては、暴力団との取引排除が進んでいくと考えられる。

司法手続きにおいても、1つは執行妨害対策、1つは民事執行法65条の入札の会場からの排除規定の活用と共に、立法論であるが、暴力団員を排除するなど宅建業法を改正する等が必要かと考えられる。

続いて、同じく第二東京弁護士会会員中村直裕弁護士から、いわゆる民間競売の導入について報告がなされた。

詳細は割愛するが、民暴委員会としては、民間競売制度ができると、オークション会社等に反社会的勢力が関与したり、昔のように占有屋が跋扈するのではないかという恐れがあると考えている。

これに対して裁判所からは、買受人等の中に、本来は望ましくないものが入ってきたときに、どうするかという点については、民事執行法65条のほか、民事執行法の71条4号(売却不許可事由)を適正に運用することにより解決していくことになろうと思われるとのことであった。

委員会単位や日弁連により、民事執行法65条や71条4号の積極的な適用とともに、立法論にまで踏み込んだ意見を集約することも検討すべきかと感じた。